

第4章 第3期特定健康診査等の実施目標

1 特定健康診査等実施目標

平成 28 年度の特定健康診査の受診率が 38.6%であることから、国が設定した目標値をもとに、平成 30 年度の目標受診率を 40%とし、平成 35 年度に国が設定した 60%を達成するため、下記表に示すとおり受診率を設定します。

また特定保健指導の実施率は、平成 28 年度の特定保健指導の実施率が 14.9%であることから、平成 30 年度の目標実施率を 20%とし、平成 35 年度に国が設定した 60%を達成するため、特定健康診査と同様に実施率が上がるよう目標値を設定します。

なお、特定保健指導対象者の減少率についても、平成 35 年度に国が設定した平成 20 年度比で減少率 25%以上を達成するために本事業を推進します。

■各医療保険者種別の目標

保険者種別	全国目標	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会（船保）	単一健保	総合健保・私学共済	共済組合（私学共済除く）
特定健康診査実施率	70%以上	60%以上	70%以上	65%以上 (65%以上)	90%以上	85%以上	90%以上
特定保健指導実施率	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (30%以上)	55%以上	30%以上	45%以上

■特定健康診査等実施目標

項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
特定健康診査受診率	40%	43%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	35%	45%	60%
特定保健指導対象者の減少率 (平成 20 年度比)	20%	21%	22%	23%	24%	25%

2 目標達成に向けた推進施策

これまでの特定健康診査等実施状況や、「第3章 7 特定健康診査等の実施課題のまとめ」を踏まえて、下記施策について取組みます。

実施方法・内容・スケジュール等については、第6章に記載しています。

(1) 特定健康診査受診率向上施策

■特定健康診査受診率向上施策

取り組み	内容・目的
連続受診の促進	未受診者に対する効果的な個別受診勧奨通知（過去の受診状況や年齢別、地区別の受診結果に応じた勧奨通知）を発送します。
受診しやすい環境づくり	土日・夜間に実施できる医療機関の周知や、集団健（検）診の充実、国保セット健診など、がん検診とあわせて受診できる環境を整備します。
事業所との連携	市内の事業所において、健康診断を行っている団体との連携強化を図ります。
対象年齢や地域の特性に応じた働きかけ	対象の年齢や地域の特性に応じた意識啓発を推進し、受診率向上につなげるイベントを実施します。

(2) 特定保健指導実施率向上施策

■特定保健指導実施率向上施策

取り組み	内容・目的
実施機会の拡充	6か月間の指導実施期間を通年に延長します。
	面接会場を増やすとともに訪問型の保健指導も行うなど、保健指導が受けやすい環境を整えます。
	夜間や休日の面接を設定し、若い世代の受診率向上を目指します。
実施方法の工夫	対象者別の通知を作成し、応募を促します。